

平成 25 年度特別研究生受入契約条項

(研究の実施)

第 1 条 特別研究生(以下「乙」という。)は、受入れの際に定める受入期間(原則 1 年間)及び研究テーマに基づいて研究を行うものとする。なお、受入期間を 1 年間としない場合、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間で 3 か月以上の適切な期間を定めるものとする

(施設の利用)

第 2 条 乙は、前条に規定する研究を行うため必要があるときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)の施設を、次の各号に従い、利用することができる。

- (1) 研究施設を利用するときは、受入先の長の許可を受けるとともに、使用に当たってはその指示に従わなければならない。
- (2) 厚生施設を利用するときは、主管課室の職員の指示に従わなければならない。

(研究に関わる報告)

第 3 条 乙は、第 1 条に規定する研究が終了したときは、その研究に関わる報告書を甲に提出しなければならない。

(研究成果の発表)

第 4 条 乙は、第 1 条に規定する研究の結果得られた成果を発表するときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(特許権等)

第 5 条 乙は、第 1 条に規定する研究を行うことにより発明又は考案したときは、当該発明又は考案に関わる権利を甲に継承するものとする。この場合においては、甲の職員に関する定めを乙について準用する。

(受入期間の更新又は短縮)

第 6 条 甲及び乙は、協議の上、受入れの際に定めた受入期間を更新又は短縮することができる。

(禁止行為等)

第 7 条 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 甲の信用を傷つけ又は利益を害すること。
 - (2) 受入契約に基づき知ることのできた甲の秘密を漏らすこと。
 - (3) 甲の秩序又は規律を乱すこと。
- 2 前項第 2 号の秘密漏えいを防止するため、乙は甲の文書管理規程、秘密文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程に定める義務を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第 8 条 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を及ぼしたときは、甲は乙若しくは受入れの際乙の実習内容について指導するものとして定められた教授、准教授、講師若しくはこれに準じるもの(以下「指導教授等」という。)又は双方に対し損害の一部又は全部について賠償を求めることができるものとする。

- 2 乙が前条の禁止行為を行い、甲に損害を及ぼしたときは、甲は乙に対しその損害の全部について賠償を求めることができるものとする。

(災害補償)

第 9 条 乙が第 1 条の受入期間中に受けた負傷、疾病等の災害について、甲は補償しないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により災害を受けた場合は、その取扱いについて、甲、乙、乙の指導教授等の中で協議するものとする。

- 2 乙は第 1 条の受入期間中の負傷、疾病等の災害について、甲の指定する保険に加入しなければならない。

- 3 乙は第 1 項ただし書の災害についての損害賠償額のうち、前項の保険に基づく保険金額相当の賠償は請求しないものとする。

(安全及び衛生)

第 10 条 乙は、放射性物質を使用するときなど、研究を行うときは、甲の定めた安全及び衛生に関する各種規程等を遵守する。

(奨励金の支給)

第 11 条 甲は、乙に対して奨励金として月額 10 万円を支給するものとする。ただし、乙が受入期間途中で本契約に基づく特別研究生としての身分を失った場合、甲は乙に支給した奨励金の一部返還を求めることができる。また、大学院生としての身分を有する乙が所属大学院の研究生の身分となった場合、研究生となった月以降の奨励金は支給しないものとする。

(受入契約の解除及び存続条項)

第 12 条 乙が大学院生若しくは研究生の身分を失ったとき、博士後期課程の在学期間が 5 年間を超えるとき、一貫制博士課程の在学期間が 7 年間を超えるとき又は研究生の在籍期間が 2 年間を超えるときは、受入契約は解除されたものとみなす。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は乙との受入契約を解除することができる。

- (1) 指導教授等がその資格において乙の研究を指導しないこととなったとき。
- (2) 乙が、受入期間 1 か月に当たり 5 日を超えて、本契約第 1 条に定める研究を実施しないとき又は実施しないことが見込まれるとき。
- (3) 受入れの際に定める研究テーマについて甲が業務として研究を行わないこととなったとき。
- (4) 乙が受入契約条項に違反したとき。

- 3 受入契約終了及び解除後においても、第 7 条及び第 8 条の定め効力は存続するものとする。

(その他研究心得)

第 13 条 乙は、受入期間中は誠実に研究に専念するとともに、次の各号に掲げることを守らなければならない。

- (1) 住所その他受入手続上必要な事項に変更が生じたときは、遅滞なく、派遣元の長の承認を得て、甲の原子力人材育成センターに届け出ること。
- (2) 実習を行ったときは、所定の様式により出欠等を記録すること。
- (3) 施設を利用するときは、安全及び衛生に注意するとともに、経費の節約に心掛けること。

(旅費及び学会参加費の支給)

第 14 条 乙は、機構の研究計画に定められた研究テーマに関する研究を行うために、次の各号に掲げる事由につき旅行することができる。

- (1) 乙が研究を開始するとき(受入時)及び研究を終了するとき(終了時)。
- (2) 受入期間中、派遣元大学院の学校教育のために、乙が派遣元大学院に向向く必要があるとき(年度内 2 回を上限とする。)
- (3) 乙に研究発表させることで、研究業務遂行に有効と受入所属の長が判断するとき。
- (4) 上記のほか、研究業務遂行に有効と受入所属の長が判断し、甲の原子力人材育成センター長が認めるとき。

- 2 甲は前項に係る旅費及び学会参加費を乙に支給することができる。

(疑義の解決)

第 15 条 この契約条項に疑義が生じた場合、又はこの契約条項に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、甲、乙、乙の指導教授等で協議の上、解決するものとする。